

第二百二十四号議案

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。